



2022年4月28日

各 位

会 社 名 株式会社杉村倉庫
代表社名 取締役社長 福西 康人
(コード番号 9307 東証スタンダード市場)
問合せ先 経営企画部長 田中 康裕
(TEL 06-6571-1221)

執行役員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2022年4月28日開催の取締役会において、執行役員（取締役兼務の執行役員を除きます。以下、「対象執行役員」といいます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

本制度は、当社の対象執行役員が経営への参画意識をより高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることで中長期的な企業価値の向上及び持続的な株主価値の向上を図ることを目的とした制度です。

2. 本制度の概要

対象執行役員は、本制度に基づき当社から支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度により対象執行役員に対して発行又は処分される普通株式（以下「本株式」といいます。）の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）その他当該普通株式を引き受ける対象執行役員に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定されます。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象執行役員との間において、①一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式の全部又は一部を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。

3. その他

本制度の具体的な支給時期及び支給金額、発行又は処分の株式数、その他本制度の具体的な内容については、当社取締役会において決定されます。

以上